この制度は都道府県・指定都市が実施しています。

これからご加入を考えられている方へ

親あるうちにできること。 お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度

(しょうがい共済)



▶ はじめに、制度の概要をご紹介します。

「障害者扶養共済制度」の (しょうがい共済)

4 つのメリット

2 公的制度だから安心

都道府県・指定都市が実施している任意 加入の制度です。

公的制度とは?

各都道府県及び指定都市が、条例に基 づいて実施しています。

お住まいの地方公共団体でお申し込み いただけます。お申込窓口はパンフレット裏面の連絡先へご確認ください。

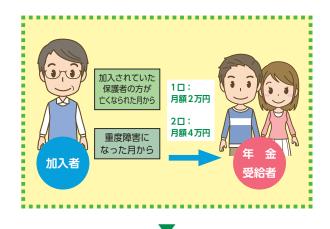
年金給付に必要な資金は、国の監督のもと、 独立行政法人福祉医療機構が安全に運用し ています。

詳細は **5**ページへ

2 毎月2万円の 終身年金

加入者 (保護者) が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に毎月2万円が生涯にわたって支給されます。

(2口加入の場合は4万円)



詳細は **11**ページへ

- お申し込みいただく保護者の方の健康状態等によっては、ご加入できない場合があります。
- 今後、経済情勢の変化等を踏まえた制度の見直しにより、掛金額や年金額等が改定されることがあります。
- 途中で解約されても、それまでお支払いいただいた掛金は返還されません。【加入期間に応じて脱退一時金が支給されます。詳細は13ページ参照】
- ご加入後、掛金をお支払いいただいても年金を支給できない場合があります。

【詳細は11ページ参照】

「障害者扶養共済制度」の / つのメリット (しょうがい共済)

掛金が割安

制度の運営に関する事務経費などの「付加 保険料」が必要ないため、掛金が安くなっ ています。また、掛金の免除があります。

掛金の免除

次の要件1と要件2の両方に該当するまで お支払いいただくと以降の掛金が免除

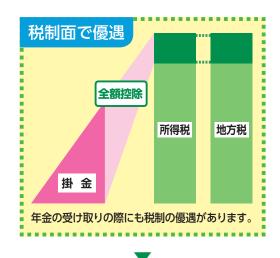
要件1:加入日から20年以上経過

要件2:加入日から加入者が4月1日 時点で満65歳である年度の 加入応当日の前日までの期間

詳細は

税制優遇

加入者(保護者)が支払う掛金は所得控除 の対象になります。





個人情報の取扱いについて

「心身障害者扶養共済制度条例」に基づき、都道府県・指定都市が知り得る加入者(保護者)、 障害のある方及び年金管理者の個人情報は、本条例の定める利用目的以外に使用することはあ りません。

このページからは、制度内容をご説明します。

左側のページでは、制度の内容を会話形式でご紹介します。

障害のある子どもをもつAさんが、知人の話を聞いて制度に興味をもち、詳しく知るため窓口に行くという設 定です。会話内容に関する詳細は、それぞれ右側のページをご参照ください。

障害者扶養共済制度(しょうがい共済)とは?



ねぇ、しょうがい共済って、知ってる?

私たちのように、障害のある子どもを育てている親のた めの制度みたいよ。毎月一定の掛金を払うことで、私た ち保護者に万が一のことがあったときに、子どもが亡く なるまで一定額の年金が生涯支払われるんだって!



へぇ、そんな制度があるんだ~。 確かに自分に万が一のことがあったとき、 遺された子どもに終身の年金が残せるな ら少し安心するわね!

それ、どこの制度?

私たちが住んでいる地域の自治体で実施してるんだって。 市役所などで申し込めるみたいよ。

毎月の掛金は、加入する時の年齢によって違うみたい。 やっぱり普通の保険と同じで、若いうちに入るほど安いそ うよ。あと、子どもがもらえる年金は、毎月2万円と4万 円のパターンがあるそうよ。

そうなんだぁ。でも、掛金って 毎月どれくらい払うのかな? それと、子どもはどれくらいの年金を もらえるのかな?

それなら普通の保険とそんなに変わらな いのかしらね。

他の保険と違うメリットとか、 何かあるの?

自治体の公的な制度だから、メリットはいくつかあるみ たいよ。

例えば、支払う掛金全額が所得控除の対象になるんだって。 あと、子どもたちが年金を受け取るときも、普通の保険 金と違って相続税や贈与税の対象にならないらしいわよ。 それと「付加保険料」(※)がかからないから、同じような 保障が受けられる他の保険に比べて掛金が安いみたい。

うちでも将来のことを話していて、子どもに何をどんな 形で残せるだろうって、いろいろと調べていた中で、こ の制度を見つけたの。

近くの窓口を教えてもらったから、今度詳しい話を聞き にいこうかと思ってるんだ。

そっかぁ。他の保険にはない メリットがあるってことね。

今はまだ私が元気だから良いけど、

元気な今のうちだからこそ、子どもの将 来に備えて、考えておいたほうがいいわ よね!

一度、詳しく聞いてみようかしら。

そうね!

いろいろ考えるためにも、私もまず話を 聞いてみようかしら!

※ 付加保険料:民間の生命保険においては、保険金等の給付を行うための原資としての純粋な保険料(純保険料)のほかに、保険事業 を運営するために必要な事業費(加入者の管理に係る人件費等)が保険料の中に含まれており、この事業費相当分を「付 加保険料」といいます。

制度の概要

この制度は、障害のある方を扶養している保護者の方々の連帯と、相互扶助の精神にもとづき、障害のある方の生活の安定の一助と福祉の増進に資するとともに、**親亡き後の障害のある方の将来に対し、保護者の方が抱く不安の軽減を図る目的**で生まれたものです。

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に 万一のこと (死亡・重度障害) があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

▶ 制度の主な特色

- *都道府県・指定都市が条例に基づき実施している任意加入の制度です。
- *障害のある方1人につき最大2口まで加入することができます。
- *加入者 (保護者) が死亡し、または重度障害になったとき、障害のある方に毎月2万円 (2口加入の場合は4万円) の**年金が生涯にわたって支給**されます。 (☞詳細は11ページ)
- *付加保険料(保険に係る経費分)を徴収していないので、掛金が低廉となっています。
- *掛金の免除制度があります。

(曖詳細は9ページ)

- *加入者(保護者)が都道府県・指定都市に支払う掛金全額が所得控除の対象になります。
- *障害のある方が受け取られる**年金については所得税及び地方税がかかりません**。また、生活保護を受給される場合にもこの年金は収入認定されません。
- * **全国の都道府県・指定都市で加入でき、**転出(引っ越し)した場合は転出先の都道府県・指定都市で継続できます。 (愛詳細は15ページ)

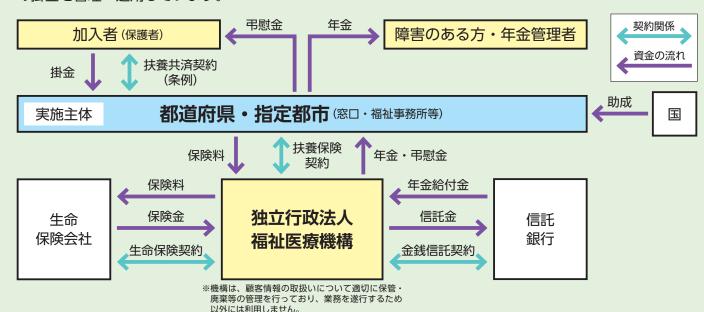
▶ ご注意いただきたい点

- *今後の経済情勢の変化、制度の収支状況等を踏まえ、定期的に制度の見直しが図られています。
- *加入者(保護者)の死亡等の理由によっては、年金が支給されない場合があります。(☞詳細は11ページ)

制度の仕組み

都道府県・指定都市が加入者(保護者)に対して負っている責任を、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」 といいます。)が保険しています。

機構は、生命保険会社・信託銀行との間でそれぞれ生命保険契約・金銭信託契約を締結し、加入者(保護者)の掛金を管理・運用しています。



加入する際の要件は?



ありがとうございます。

では、制度の概要をご説明します。

この制度にご加入いただくためには、

まず、お申し込みいただく保護者の方が、要件を満たし ている必要があります。



Aさん

しょうがい共済についてお聞きしたいの ですが…

そうなんですね。

どんな要件がありますか?

保護者の方の要件は、4つあります。障害のある方を扶養されている保護者 であって、次のすべての要件を満たしている方が対象となります。所得があ る必要はないので、例えば無職の方でもお申し込みできます。

1つ目は、 この県(もしくは指定都市)内に住んでいること、

2つ目は、 加入する時点の年齢が満65歳未満(※)であること、

3つ目は、 一般の生命保険に加入するときの条件と同じように、

特別な病気や障害がなく健康であること、

4つ目が、 障害のある方1人に対して加入できる保護者は

1人のみであること、となっています。

では例えば、1人の子どもに対し て、夫婦それぞれが申し込むこと はできないということですか?

その通りです。加入できる保護者はどちらか1人です。 ここで注目なのは、例えば旦那様が健康状態の理由により 加入できない場合でも、奥様や兄弟姉妹など別の保護者が 加入できる場合がありますので、様々な可能性をお考えい ただけます。

その場合、同じ保護者の方が、2人のお子さんに対して 加入できます。

もちろん、別々の保護者の方が、それぞれのお子さんに

なるほど。

では仮に、障害のある子どもが2人いて、 それぞれ申し込む場合は、別々の保護者 が必要ですか?

対して加入することも可能です。

わかりました。

ところで、障害のある子どものほうにも 要件はあるんですか?

はい。

障害のある方についても、対象となる範囲が決められています。

将来独立自活が難しいと認められる方で、

知的障害の方、身体障害者手帳1~3級に該当する方、

精神または身体に永続的な障害のある方(自閉症、統合失調症、血友病など) で知的障害や身体障害の方と同程度と認められる方、となります。

障害のある子どもが何 歳であっても、加入す ることができるという ことですか?

障害のある方の年齢制限はありません。

加入後に障害の状態が対象の範囲でなくなったとしても、 そのまま継続して加入していただくことができます。

あと、仮に加入した後で障害の状態が良 くなり対象の範囲ではなくなったとき は、脱退しないとダメですか?

ご加入いただくにあたっての要件

1.加入者 (保護者) の要件

障害のある方(「2.障害のある方の範囲」を参照してください。)を現に扶養している保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など)であって、次のすべての要件を満たしている方が対象となります。

- (1) お申し込みをされる都道府県・指定都市に住所があること。
- (2) 加入時 (口数を追加される場合は、口数追加時) の年度 (4月1日から翌年3月31日まで) の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。
 - 例:4月5日に満65歳になる方は、4月1日時点では64歳ですので、この方の場合、65歳になった翌年の3月までご加入いただけることとなります。
- (3) 特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
 - *申込者が健康状態について告知した「申込者 (被保険者) 告知書」をもって、生命保険会社が審査を行います。
 - 一般の生命保険契約が締結できる健康状態であることが加入の条件となりますので、健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります。
- (4) 障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

2. 障害のある方の範囲

対象となるのは、次のいずれかに該当する障害のある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です (年齢制限はありません)。

- (1) 知的障害
- (2) 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害
- (3) 精神または身体に永続的な障害のある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が(1) または(2) の者と同程度と認められる方
 - *障害の程度によっては、ご加入いただけない場合があります。
 - *上記(1)から(3)については、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の有無、障害基礎年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の受給の有無等について、お申し込みの際に確認させていただきます。

加入状況等

この制度は、昭和45年に発足し、その後約54年が経過しましたが、この間約21万7千人の方々が加入され、また約8万6千人の障害のある方々に約3,739億円の年金を支払い、生活の大きな支えとなっています。 ※令和5年度末現在 人数は口数単位となります。

毎月支払う掛金は?



現在37歳ですと、仮に今年度中に加入すれば、掛金は 1口加入の場合で月11,400円になります。加入後も、制度の改定がない限りは、最後まで同じ掛金額です。

この制度は、障害のあるお子様を育てている保護者の方々の相互扶助を支えるため、都道府県・指定都市が条例に 基づいて実施しています。

このような公的な制度ならではの様々なメリットがあります。

一般の年金型保険にもいろいろな商品があるので簡単には比べられませんが、仮に同じ保障内容の商品があった場合、この制度は公的な制度なので、付加保険料(※4ページ参照)と言われる、保険にかかる経費が保険料に含まれない分、割安になっていると思います。

他には、掛金の全額が所得税や地方税の控除対象となります。

- 8 この制度は、掛金もそうですが、年金の受け取りの際に も税制の優遇があるので、一般の保険と比較して税制面 で優遇されていることが大きな特徴となっています。
- 掛金は、「加入日から20年が経過し」かつ「加入者が満65歳になる年度の加入応当月」から支払が免除されます。
- 実際には加入される月とお誕生日によって変わる可能性がありますが、現在37歳でいらっしゃるので、おおよそ28~29年間、お支払いいただくことになります。

加入される時点の年齢が上がると払込期間が短くなりますので、掛金があがる設定となっています。 いろいろな状況があると思いますが、若いうちにお入りになられることをお勧めします。



Aさん

私は現在37歳です。もし、今加入した 場合、掛金はいくらになりますか? また、掛金は毎年変わるのですか?

そうなんですね。

この制度は一般の保険と比べて何か特徴は あるのですか。

掛金には、どんなメリットがありますか?

なるほど。 他には何か特徴はありますか。

そうなんですね!

税金の面では普通の保険よりも優遇されるということですね。

あと、掛金は、加入後から亡くなるまで、 ずっと支払うことになるのですか?

支払期限があるのですね。そうすると、 仮に、私が今加入したとして、何年間掛 金を支払うことになるのでしょうか?

約30年間支払うことになるんですね。

13

11

掛金について

1.掛金月額

(1) 掛金の月額は、加入時(口数を追加される場合は口数追加時)の年度(4月1日から翌年3月31日まで) の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まります。具体的な金額は下表のとおりです。

例:6月6日で40歳になられた方がその年の10月に加入した場合、4月1日時点では39歳ですので、 「35歳以上40歳未満」の掛金が適用されます。

	35歳未満	9,300円		
	35歳以上 40歳未満	11,400円		
加入時の年度の	40歳以上 45歳未満	14,300円		
	45歳以上 50歳未満	17,300円		
4月1日時点の年齢	50歳以上 55歳未満	18,800円		
	55歳以上 60歳未満	20,700円		
	60歳以上 65歳未満	23,300円		

【注意】

制度の見直しにより、 掛金が改定される場合 がありますので、お申 し込み前に都道府県・ 指定都市へ必ずご確認 ください。

- ※掛金の納付期日及び納付方法については保護者の方がお住まいの都道府県・指定都市へご確認ください。
- ※加入時とは加入承認日のことです。加入申込時のことではありません。
- ※上記金額はこれから加入する方に適用されるものです。既に加入している方についてはこの限りではありません。
- (2) 掛金は掛金免除(※)になるまでの期間または掛金免除前に加入者が途中で死亡または重度障害と認められた場合、加入者の生存中に障害のある方が死亡した場合及び加入者が脱退した場合は該当月まで払い込む必要があります(既に払い込んだ掛金は返還されません)。
- ※ [2.掛金の免除] をご参照ください。
- (3) 掛金の全額が所得税および地方税の対象となる所得から控除されます。

2.掛金の免除

掛金は次の「要件 1] 及び「要件 2] の両方に該当するまで払い込んでいただくと、以降の掛金が免除となります。

要件1	加入日(口数を追加された分は口数追加日)から20年以上経過
要件2	加入日 (口数を追加された分は口数追加日) から加入者が4月1日時点で満65歳である年度の加入 応当日の前日までの期間

(※)保険料免除においては65歳の誕生日の前日が満65歳に達した日となります(掛金算定にかかる年齢計算とは異なります)。

【例1】上記「要件1」が「要件2」より先に到来する場合(下記の場合、2063年2月より免除)

			要件1		要件2	
加入者生年月日		加入	加入期間20年経過	満65歳	年度当初の年齢が満65歳	応当月(加入月と同じ)
	•					
	<u> </u>	<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	•	<u> </u>

【例2】上記「要件2」が「要件1」より先に到来する場合(下記の場合、2045年7月より免除)

				要件2	要件1
加入者生年月日 ▼	加入	満65歳	年度当初の年齢が満65歳 ▼	応当月 (加入月と同じ) ▼	加入期間20年経過 ▼
1961年11月8日	2025年7月1日	2026年11月7日	2027年4月1日	2027年7月1日	2045年7月1日

3.掛金の減免

掛金の納付が困難な方等に対して、掛金の減免を行っている都道府県・指定都市があります。詳しくは、 各都道府県・指定都市の窓口にてお尋ねください。

年金給付金はいくら?



加入されていた保護者の方が亡くなられた月、または重度障害になった月から、毎月1口当たり2万円、2口で4万円の年金が支給されます。

例えば、「両眼の視力を全く永久に失った」など、この制度の中で決められた状態にあてはまるものを「重度障害」としています。

いいえ、仮に請求が遅れたとしても、保護者が亡くなられ た月まで遡って支給されます。

ただ、お早めにお手続きをしていただいた方が良いと思います。

そうですよね。ですので、ご加入にあたっては

信頼できる複数の方で情報を共有されることをお勧めします。 加入者がお亡くなりになった際にどなたもこの制度のことをご存じな かったために、数年後にやっと請求された、というケースもあります。 ご家族の方はもちろんですが、将来的に障害のある方を支援していただけるご親族の方にも、是非お伝えいただければと思います。

そういった場合は、ご加入いただく時点で「年金管理者」という、障害のある方に代わって年金の受け取りや管理をしていただく方を選んでおくことができます。最初に選ばずに途中で年金管理者を選んでいただくことも可能ですし、途中で別の方へ変更されることも可能です。

それはあります。

例えば「加入された方の加入日以後1年以内の自殺」や 重過失による死亡などで、これは一般の保険と同じで す。他にも、いくつか支給されないケースがありますの で、パンフレットやインターネットでご確認ください。

この制度の年金は、障害年金や生活保護とあわせて受け取ることができます。

また、仮に生活保護を受けていた場合でも、この年金は収入として認定されないので、安心して受け取っていただくことができます(※)。



Aさん

年金の受け取りは、いつからで、 いくら支給されるのですか?

「重度障害」というのは、 どういう状態ですか?

なるほど。

あと、例えば、手続きに手間取って請求が遅れてしまった場合は、請求した月からしか年金がもらえないんですか?

よくわかりました。

でも、私たち保護者に万が一のことがあったとき、障害のある子どもが自分ですぐに手続きできるかどうか…。 そのあたりが心配です。

確かにそうですね。請求できなければ、加入していた意味もなくなってしまいますよね。それと、うちの子の場合、受け取った年金の管理が難しいような気がします。

そうなんですね! それなら安心です。 あと、念のために確認したいのですが、 保護者が亡くなった場合でも、

年金が支給されないケースはあるんですか?

それと、年金が支給されるようになった時に、 子どもがすでに障害年金や生活保護を受けて いた場合、何か影響がありますか?

13

11

※この制度に基づき支給される年金は、所得税及び地方税ともに非課税の措置がとられています。また生活保護の収入認定においては、 収入として認定されない取り扱いとなっています。

15

年金給付金の支給について

加入者がお亡くなりになった、または重度障害状態に該当したと認められた時は、障害のある方に生涯にわたって年金が支給されます。

1.年金支給額

1口:月額2万円(年額24万円)

2口:月額4万円(年額48万円)



【注意】制度の見直しにより、年金支給額が改定される場合もありますので、 お申し込み前に都道府県・指定都市へ必ずご確認ください。

2.年金支給要件

加入者が障害のある方の生存中にお亡くなりになられた時、または加入日(後から口数を追加された分については口数追加日)以後の疾病または災害を原因として、次のいずれかの重度障害状態に該当していると認められた時は、その月の分から障害のある方に年金が支給されます。

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語の機能を全く永久に失ったもの
- ③そしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ④両上肢を手関節以上で失ったもの
- ⑤両下肢を足関節以上で失ったもの

- ⑥一上肢を手関節以上で失い、かつ一下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑦両上肢の用を全く永久に失ったもの
- ⑧両下肢の用を全く永久に失ったもの
- ⑨十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- ⑩両耳の聴力を全く永久に失ったもの



【注意】この制度は障害者手帳、障害年金等とは異なる制度です。

そのため、重度障害にかかる基準も異なりますので、申請を別途行っていただく必要があります。

3.年金の支給対象期間

加入者がお亡くなりになった、または重度障害状態に該当したと認められた月の分から、障害のある方がお亡くなりになる月の分までとなっています。



【注意】掛金の支払いは年金支給開始月の分まで必要です(掛金免除・減免となっている場合を除く)。

4.年金管理者

障害のある方が年金の受け取りや管理をすることが困難である時は、加入者はあらかじめ「年金管理者」 を指定することが必要です。年金管理者は、事情により途中で変更することも可能です。

5.年金を支給できない場合

以下の理由によるものについては、年金を支給できません。

- 1.次のいずれかの事由によって、加入者がお亡くなりになられた場合
 - ・加入日(後から口数を追加された分については口数追加日)以後1年以内の自殺
 - ・障害のある方の故意
- 2.次のいずれかの事由によって、加入者が重度障害状態になられた場合
 - ・加入者の故意または重大な過失に基づく行為
 - ・加入者の犯罪行為
 - ・障害のある方の故意による傷害行為
 - ・加入前(後から口数を追加された分については口数追加前)の疾病・災害
 - ・加入者が加入前(後から□数を追加した分については□数追加前)に生じていた所定の障害状態、または加入前(後から□数を追加した分については□数追加前)の原因によって加入者となった後生じた所定の障害状態を有していた場合において、すでに障害を生じている身体の同一部位に新たな障害が加重したこと
- 3.加入者の生存中に障害のある方がお亡くなりになられた時

(☞ 13ページ)

4.制度から脱退された時

(13ページ)

6.年金を受け取る手続きについて

障害のある方または年金管理者等の方ご本人が、都道府県・指定都市の窓口に必要書類をご提出ください。 ※詳細は、加入後にお渡しする「心身障害者扶養共済制度に加入している皆様へ(加入者・年金管理者)」でご確認ください(福祉医療機構ホームページからもダウンロードできます)。

途中でやめる場合などは?



Aさん



お話のようなご不幸な状況が発生した場合には、お支払いいただいた掛金はお返しできませんが、「弔慰金」というかたちで加入年数に応じて一定額が支給されます。

この制度は、私に万が一のことがあった場合に、その後、子どもに年金が支給されるものですよね。でも、もし不幸なことに、 私より子どもの方が早く亡くなってしまった場合は、どうなりますか?

その弔慰金はいくらなのですか?

3

加入されていた年数に応じて、 10当たり5万円~25万円が支給されます。

> あと、例えば、加入後に家計の事情などで この制度をやめる場合はどうなりますか? その場合、掛金は戻ってきますか?

5

途中でやめられる場合も、掛金のお戻しはできませんが、加入年数に応じて「脱退一時金」として1口当たり7万5千円~25万円が支給されます。2口加入されている場合には、1口のみやめることも可能です。

やめる場合も掛金の全額が戻ってくるわけではないのですね。

しっかりと将来設計をしたうえで、加入を検 討した方が良さそうですね。 7

万が一を考えると早めに加入した方が良いとは思いますが、一方で、長い期間での支払いの負担があることも事実です。

8 大事なお子様にどうやってお金を残すか、という点で考えると、その他の保険などと比べ、税制優遇(※1・※2)が受けられるという点などで、この制度のメリットは大きいと思います。

万が一の備えとして、「私がいなくなった後に、この子がどうやって生活していくのか」ということをまず第一に考えて、お金の残し方をしっかりと考えていくことが大事ですね。

9

- ※1 弔慰金については、所得税及び地方税ともに非課税の措置がとられています。また、生活保護の収入認定においては、収入として認定されない取り扱いとなっています。
- ※2 脱退一時金については、所得税及び地方税の課税対象となります。また、生活保護の収入認定においては、収入として認定されます。

弔慰金について

1年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方がお亡くなりになられた時は、加入期間(後から口数を追加された分については口数追加日以後の加入期間)に応じて、加入者に弔慰金が支給されます(詳細は表1をご覧ください)。加入者と障害のある方が同時にお亡くなりになられた場合にも、弔慰金が支給されます。

なお、加入者の生存中(同時にお亡くなりになられた場合も含む)に障害のある方がお亡くなりになられた時は、年金は支給されません。

表1: 弔慰金(1口当たり)

	1年以上 5年未満	50,000円
加入期間	5年以上 20年未満	125,000円
	20年以上	250,000円



【注意】・制度の見直しにより、弔慰金の額が改定されることがあります。

- ・掛金のお支払いは障害のある方がお亡くなりになった月の分まで必要です (掛金免除・減免になっている場合は除く)。
- ・既にお支払いになられた掛金は返還されません。
- ・この制度の年金を受給している障害のある方がお亡くなりになられた時は、弔慰金は支給されません。

脱退一時金について

5年以上加入した後、加入者からのお申し出によりこの制度から脱退した時、または加入口数を2口から 1口に減らした時は、加入期間(後から口数を追加された分については口数追加日以後の加入期間)に応じて、 加入者に脱退一時金が支給されます(詳細は表2をご覧ください)。

なお、この制度は、口数ごとに脱退することができますが、脱退した分の年金は支給されません。

表2: 脱退一時金(1口当たり)

	5年以上 10年未満	75,000円
加入期間	10年以上 20年未満	125,000円
	20年以上	250,000円

【注意】・制度の見直しにより、脱退一時金の額が改定されることがあります。



- ・掛金のお支払いは脱退される月の分まで必要です(掛金免除・減免になっている場合は除く)。
- ・既にお支払いになられた掛金は返還されません。

[※]上記、弔慰金 (表 1) 及び脱退一時金 (表 2) の支給額は、これから加入する方に適用されるものです。 既に加入している方についてはこの限りではありません。

加入の手続きやその他留意事項は?





Aさん

制度については大体わかりました。 実際に加入する際に必要な書類には、 どんなものがありますか?

加入のお申し込みに必要な書類は、

「加入等申込書」、「住民票の写し」、「申込者(被保険者)告知書」、 「障害のある方の障害の種類及び程度を証明する書類」です。

また、年金管理者を指定する場合には「年金管理者指定届書」を提出していただくことになります。お申し込みをいただく方の状況によっては、これ以外にも提出していただく書類がありますので、加入をお考えの際にご相談ください。

毎月1日が加入承認日となっています。書類をご提出していただく日にもよりますが、書類のご提出から2か月程度で、結果をご連絡します。

そのようなことはありません。最初は1口だけ加入し、しばらくしてから追加で2口目を加入することは可能です。

例えば、家計などの状況をみて追加する方法もあるかもしれませんね。ただ、その際ご注意いただきたいのですが、掛金は加入時の年齢で決まりますので、後から追加加入すると、20目は10目の掛金額と異なる場合があります。また、掛金をお支払いいただく期間も変わりますので注意が必要です。

申し込みを終えた後、

どのくらいで加入できるかどうかの 結果がわかりますか?

2口加入する場合には、

最初の申し込みのときに、2口同時 に加入しないとダメなんですか?

なるほど。

一般の保険と同じですが、加入者の方や障害のある方のご住所やお名前が変わるなど、加入時の状況から変更があった際には、ご連絡していただく必要があります。この制度は各自治体が行っている制度ですので、他の県にお引っ越しされた場合は、お引っ越し先の県であらためて手続きをしていただくこととなります。

他に何か注意する点は ありますか?

引っ越しによる再加入の場合、掛金は最初に加入された自治体での金額がそのまま適用されます(※)。また、加入期間も継続されますので、その点はご安心ください。ただ、「加入等申込書」と「住民票の写し」はお引っ越し先の自治体にあらためてご提出いただくことになります。それと、自治体ごとで取扱いが若干異なる部分もあるかもしれませんので、事前にお引っ越し先の自治体に確認していただければと思います。

(※) 掛金の減免を行っている都道府県・指定都市で加入された場合は、金額が変更になることがあります。

そうですね。

そうなんですか!

その場合はまたその時の年齢で掛金が変わってしまって、加入期間も最初からになってしまうのですか?

9

保護者の方と障害のある方、それぞれが抱えている将来の不安を、少しでも減らせたらと思っていますので、是非ご検討ください。

ありがとうございます! いろいろとわかりました。 「終身年金による将来への安心」と「税制面の優遇」の2点は、この制度の魅力だと 思いました。

前向きに検討したいと思い ます!





加入の手続きについて

保護者の方がお住まいの地域にある福祉事務所、市区町村役場等の窓口に、次の書類を添えてお申し込みください。(お近くの窓口が不明の場合は、裏面記載のお問い合わせ先へご確認ください。)

なお、都道府県・指定都市によって、この他に必要な書類がある場合がございますので、事前に窓口へご確認ください。

1. 新規加入(初めて加入する時)

- (1) 加入等申込書
- (2) 申込者及び障害のある方の住民票の写し
- (3) 申込者 (被保険者) 告知書 (申込者の健康状態を告知する書類です)
- (4) 障害のある方の障害の種類及び程度を証明する書類 (身体障害者手帳・療育手帳及び年金証書等)
- (5) 年金管理者指定届書(障害のある方が年金を管理することが困難な時)



※加入日は毎月1日です。加入の承認までには加入申し込みから2か月程度を要しますので早めにお手続きください。

制度の詳細な内容については、「心身障害者扶養共済条例」「重要事項のご説明」をご確認いただき、その内容をご理解の上でお申し込みください。

2. 口数追加(既に1口加入している方が、新たに2口目の申し込みをする時)

上記1の(1)と(3)の書類が必要です(加入口数の限度は、障害のある方1人につき2口までです)。

3.転出(加入している方が、他の都道府県・指定都市へ転居(転出)する時)

既に加入されている方が、転居後も継続して転居先の都道府県・指定都市で加入する場合は、上記1の(1)、(2)及び(5)の書類と、今まで加入されていた都道府県・指定都市名及び加入番号が必要です。なお、転居の都道府県・指定都市で継続して加入した場合、加入期間は通算されます。

その他の留意事項について

この制度に加入後、次のような事実が生じた場合は、速やかに加入者がお住まいの地域にある福祉事務所、 市区町村役場等の窓口へご連絡ください。

長期間のご加入になるため失念されたり、ご家族等がご加入の事実を知らない等により、支給の手続きが 行われていないケースもありますので、十分ご留意ください。



- ・加入者が死亡または重度障害となったとき
- ・障害のある方が加入者より先に死亡したとき
- ・加入者が本制度から脱退するとき
- ・加入者が他の都道府県・指定都市へ転居し、同制度から脱退するとき
- ・加入者、障害のある方、年金管理者の住所や名前が変わったとき
- ・年金管理者が死亡した時又は年金管理者を指定したり、変更しようとするとき
- ・年金受給者 (障害のある方) が死亡したとき
- ・その他上記以外の変更等で不明な点があるとき

届出が必要です

掛金総額・受給総額について(1口加入のモデルケース)

- ●掛金額の総額はいくら?(加入者が80歳でお亡くなりになった場合)
 - ⇒ 加入者の加入時年齢によって変わります。モデルケースをお示します。

加入	掛金支払期間	掛金免除 (※ 1)	免除期間	死亡
加入者 30歳	月額9,300円× (35年間) =支払総額390.6万円	65歳	(15年間)	
加入者 40歳	月額14,300円×(25年間=支払総額 429.0万円	65歳	(15年間)	80歳
加入者 50歳	月額18,800円×(20年間 =支払総額 451.2万円	70歳	(10年間)	

加入者が30歳で加入した場合は、掛金総額**390.6万円**(※2)、加入者が50歳で加入した場合は、掛金総額**451.2万円**(※2)です。若いうちに加入されることをお勧めします。

- (※1) 掛金免除…「加入から20年以上」かつ「満65歳になった次の年度」の条件を満たす月までお支払いいただき、その後は免除されます (詳細はP9参照)。
- (※2) モデルケースにおいて試算したものです。実際は加入される月と誕生日によって変わる可能性があります。

●受け取れる年金の総額はいくら?

⇒ 障害のある方が年金の受給を開始されてから亡くなられるまでの受給期間によって変わります。 モデルケースをお示します。

加入者死亡(年金受給開始)		年金受給期間	障害者死亡 (年金受給終了)
	障害者 45歳	月額20,000円× (20年間) =年金受給総額 480万円	65歳
		月額20,000円× (30年間) =年金受給総額 720万円	75歳
	障害者	月額20,000円× (15年間) =年金受給総額 360万円	65歳
	50歳	月額20,000円× (25年間) =年金受給総額 600万円	75歳
San J			

年金受給期間が15年間の場合は、年金受給総額360万円(※3)、 年金受給期間が30年間の場合は、年金受給総額720万円(※3)です。

なお、終身年金なので障害のある方がお亡くなりになる月まで受け取れます。

(※3) モデルケースにおいて試算したものです。実際は加入者及び障害者の死亡された月によって変わる可能性があります。

加入者の方の声

すでに障害者扶養共済制度にご加入いただいている方々から、 さまざまなお声をいただきました。 皆さまも、『親あるうちにできること』の一つとして、 制度への加入を検討してみませんか?

障害のないきょうだいに掛けている 塾代と同程度の金額を、障害のある 子どもに掛けることで、親亡き後の 生活費の一部が確保できるのであれ ば…と考えて加入しています。

もしも子どもが先に亡くなってしまった 場合、弔慰金が出るものの、ほとんど掛け捨ての保険と同じ状態です。ご自分の 年齢やお子さんの状況をよく考えて、加 入を検討されるとよいのではないかと思 います。 子どもの将来を考えた際に、 公的年金や生活保護のプラス アルファを親として残してあ げられればと思い、この制度 を活用しています。

この制度を利用していますが、もう少し早く加入していれば、掛金を安くできたのに…、と反省しています。

民間の保険と違い、掛金の 全額が所得控除の対象とな るので、その点はメリット であると感じています。

私の子は重度の知的障害のため、将来、年金を受給できるようになっても、まず自分自身で手続きや管理ができないでしょう。ただ、信頼できる親族がいますので、その人たちに年金管理者*になることをお願いしています。加入される際には、しっかりと信頼できる人を年金管理者にしておくことをお勧めします。

※11ページ参照



のご紹介



WAM NET (ワムネット) は福祉及び保健医療に関する制度・施策やその取組み状況などに関する情報をわかりやすく提供します。







障害福祉サービス等情報検索





知りたい地域の障害福祉サービス等事業所の 情報を住所や名称などから検索できます。

「事業所詳細情報」ページでは、事業所の サービス内容、従業者、利用料に関する事項 などの基本的な情報のほか、事業所運営に関 する情報が掲載されています。

こんな時にご活用ください!!

- お住まいの地域でサービスを提供している事業所を探したい
- ご家族・お子さまが受けられるサービスの内容を知りたい
- 利用する事業所の職員の体制などを知りたい
- 就職を考えている法人が運営している事業所を調べたい

こちらからも しょうがい共済へ アクセスできます!



すくすくサポート ~子どもの発達・成長・障害に関する情報~



子どもの成長や発達で気になる際の相談先紹介や支援内容、受給できる手当などの各種情報を掲載しています。

SNSで情報発信しています





WAM NETに掲載した新着情報等を発信しています。





WAM NETのコンテンツの紹介や使い方などを わかりやすく発信しています。



都道府県・指定都市の扶養共済制度の担当部 (局) 課一覧

				5-6			
都道府県市	担当部((局) 課	電話番号	都道府県市	担当部((局) 課	電話番号
北海道	保健福祉部福祉局	障がい者保健福祉課	011-204-5277	山口県	健康福祉部	障害者支援課	083-933-2760
青森県	健康医療福祉部	障がい福祉課	017-734-9309	徳島県	保健福祉部	障がい者相談支援 センター	088-631-8714
岩手県	保健福祉部	障がい保健福祉課	019-629-5446	香川県	健康福祉部	障害福祉課	087-832-3292
宮城県	保健福祉部	障害福祉課	022-211-2538	愛 媛 県	保健福祉部 生きがい推進局	障がい福祉課	089-912-2423
秋田県	健康福祉部	障害福祉課	018-860-1331	高知県	子ども・福祉政策部	障害福祉課	088-823-9634
山形県	健康福祉部	障がい福祉課	023-630-2148	福岡県	福祉労働部	障がい福祉課	092-643-3262
福島県	保健福祉部	障がい福祉課	024-521-7170	佐 賀 県	健康福祉部	障害福祉課	0952-25-7401
茨 城 県	福祉部	障害福祉課	029-301-1111 (内線3369)	長 崎 県	福祉保健部	障害福祉課	095-895-2453
栃木県	保健福祉部	障害福祉課	028-623-3053	熊本県	健康福祉部子ども・ 障がい福祉局	障がい者支援課	096-333-2250
群馬県	健康福祉部福祉局	障害政策課	027-226-2634	大分県	福祉保健部	障害福祉課	097-506-2723
埼 玉 県	福祉部	障害者福祉推進課	048-830-3315	宮崎県	福祉保健部	障がい福祉課	0985-32-4468
千葉県	健康福祉部	障害者福祉推進課	043-223-2340	鹿児島県	保健福祉部	障害福祉課	099-286-2744
東京都	福祉局 障害者施策推進部	企画課	03-5320-4148	沖縄県	生活福祉部	障害福祉課	098-866-2190
神奈川県	福祉子どもみらい局 福祉部	障害福祉課	045-210-1111	札幌市	保健福祉局 障がい保健福祉部	障がい福祉課	011-211-2936
新潟県	福祉保健部	障害福祉課	025-280-5210	仙台市	健康福祉局障害福祉部	障害企画課	022-214-6135
富山県	厚生部	障害福祉課	076-444-3211	さいたま市	福祉局障害福祉部	障害福祉課	048-829-1308
石川県	健康福祉部	障害保健福祉課	076-225-1428	千葉市	保健福祉局高齢障害部	障害者自立支援課	043-245-5173
福井県	健康福祉部	障がい福祉課	0776-20-0338	横浜市	健康福祉局	障害自立支援課	045-671-3891
山梨県	福祉保健部	障害福祉課	055-223-1460	川崎市	健康福祉局 障害保健福祉部	障害者社会参加・ 就労支援課	044-200-2676
長野県	健康福祉部	障がい者支援課	026-235-7104	相模原市	健康福祉局 地域包括ケア推進部	高齢・障害者支援課	042-769-8272
岐 阜 県	健康福祉部	障害福祉課	058-272-8309	新潟市	福祉部	障がい福祉課	025-226-1239
静岡県	健康福祉部障害者支援局	障害福祉課	054-221-3686	静岡市	保健福祉長寿局 健康福祉部	障害者支援推進課	054-221-1587
愛 知 県	福祉局福祉部	障害福祉課	052-954-6291	浜松市	健康福祉部	障害保健福祉課	053-457-2034
三重県	子ども・福祉部	障がい福祉課	059-224-2274	名古屋市	健康福祉局障害福祉部	障害企画課	052-972-2585
滋賀県	健康医療福祉部	障害福祉課	077-528-3541	京都市	保健福祉局	障害保健福祉推進室	075-222-4161
京都府	健康福祉部	障害者支援課	075-414-4599	大阪市	福祉局障がい者施策部	障がい福祉課	06-6208-8081
大 阪 府	福祉部障がい福祉室	地域生活支援課	06-6944-6652	堺市	健康福祉局障害福祉部	障害支援課	072-228-7411
兵 庫 県	福祉部	障害福祉課	078-362-3193	神戸市	福祉局	障害福祉課	078-322-5133
奈 良 県	福祉医療部	障害福祉課	0742-27-8512	岡山市	保健福祉局 障害・生活福祉部	障害福祉課	086-803-1236
和歌山県	福祉保健部 福祉保健政策局	こころの健康推進課	073-441-2641	広島市	健康福祉局障害福祉部	障害福祉課	082-504-2147
鳥取県	福祉保健部 ささえあい福祉局	障がい福祉課	0857-26-7152	北九州市	保健福祉局障害福祉部	障害福祉企画課	093-582-2453
島根県	健康福祉部	障がい福祉課	0852-22-6686	福岡市	福祉局障がい者部	障がい在宅福祉課	092-711-4985
岡山県	子ども・福祉部	障害福祉課	086-226-7362	熊本市	健康福祉局 障がい者支援部	障がい福祉課	096-361-2519
広島県	健康福祉局	障害者支援課	082-513-3162				

*保護者の方がお住まいの都道府県・指定都市へお問い合わせください。



